

れいわ ねんど しょうがい たいしよう かいけいねんどにんようしょくいんばしゅうようこう  
**令和8年度 障害のあるかたを対象とした会計年度任用職員募集要項**

めぐろく めぐろくしょうがいしゃかつやくすいしんけいかく もと しょうがいしゃこようすいしん しょうがい  
目黒区では、「目黒区障害者活躍推進計画」に基づく障害者雇用推進のため、障害のあるか  
たを対象とした会計年度任用職員（オフィス・サポーター（清掃））を募集します。

1 職名

オフィス・サポーター（清掃）

2 募集期間

れいわ ねん がつ にち きん かれいわ ねん がつ にち きん  
令和7年12月19日（金）から令和8年1月16日（金）まで

3 募集方法

ウェブサイト等へ募集記事を掲載します。

4 募集人数

2名程度

5 選考方法

しょるいしんさ めんせつ  
書類審査・面接

○第一次選考 書類審査

せんこう けっか がつちゅうじゅん じゅけんしゃぜんいん つうち  
選考の結果は、1月中旬に受験者全員に通知します。

○第二次選考 面接（第一次選考合格者のみ、1月下旬に実施）

6 応募資格

いか がいとう  
以下の①から④のいずれかに該当するかた

① 身体障害者手帳（身体障害者福祉法第15条）の交付を受けているかた、また  
は雇用開始までに交付される見込みのかた

② 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳（東京都は「愛の手帳」）  
の交付を受けているかた、または雇用開始までに交付される見込みのかた

③ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又  
は地域障害者職業センターにより知的障害があると判定されたかた

④ 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45  
条）の交付を受けているかた、または雇用開始までに交付される見込みのかた

なお、下記（1）～（4）のいずれかに該当するかたは受験できません。

（1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのかた

（2）目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しないかた

（3）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したかた

（4）現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法に定める労働時間（1日8時間又は週40時間）を上回ることとなるかた

また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に2つ以上兼ねることはできません。

## 7 職務内容

清掃、軽作業等

例) 職員の休憩スペースの清掃、窓口カウンターの清掃、庁舎周辺の清掃、再生紙の回収など

なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。また、同一勤務場所（課）において、係間での応援業務等が発生した場合は、当該業務に従事することがあります。

## 8 職務系又は職種

技能系

## 9 雇用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

## 10 勤務日及び休日

### 勤務日

月曜日から金曜日の5日間

### 休日

土曜日、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝日

## 11 勤務時間

1日の勤務時間 4時間（実働）

午後1時から午後5時まで

## 12 勤務場所

目黒区総合庁舎本館4階 オフィス・サポートセンター（人事課制度・定数係）

担当する業務によって、目黒区総合庁舎内の別の所属のほか、庁外施設で行っています。

※敷地内禁煙（目黒区総合庁舎は屋外喫煙所1か所あり）

## 13 報酬額等

月額約135,824円（地域手当相当額を含む。）

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、時間外勤務手当相当額、期末・勤勉手当等を支給します（期末・勤勉手当は、任期や勤務日数等によっては支給対象外となる場合があります。）。

報酬の支給日は、毎月15日です。ただし、15日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

## 14 服務

地方公務員法上的一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

## 15 休暇等

年次有給休暇は15日です。勤務日単位又は時間単位で取得できます。

この他に、夏季休暇、妊娠出産休暇等があり、それぞれについて日数等が定められています。

## 16 災害補償

こうむじょうまた つうきん さいがい そうぐう ぱあい ろうどうしゃさいがいほじょうほけんほうまた とくべつく  
公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区  
ひじょうきんしょくいん こう むさいがいほじょうとう かん じょうれい ほじょう  
非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

## 17 社会保険及び雇用保険の適用

こうせいねんきん けんこうほけん こようほけん てきよう  
厚生年金、健康保険、雇用保険が適用されます。

### (1) 加入する健康保険

とうきょうとしょくいんきょうさいくみあい  
東京都職員共済組合

### (2) 任意継続

たいしょくび ぜんじつ ひ つづ ねん い じょうくみ  
退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き1年以上組  
あいいん ひつよう にんようきかん がつ にち よくねん がつ にち ねんかん  
合員である必要があります。(任用期間が4月1日から翌年3月31日までの1年間  
にんいけいぞくみあいいん さいど にんようとう きょうさいくみあいいんきかん ねん こ  
では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が1年を超  
ひつよう  
る必要があります。)

## 18 健康管理

ねん かいていき そごうけんこうしんだんとう じっし  
年1回定期総合健康診断等を実施します。

がつ にちじてんざいしょくしゃ いってい ようけん み ばあい たいじょう  
5月1日時点在職者で、一定の要件を満たす場合のみ対象となります。

## 19 被服貸与

しょくむすいこうじょう ひふく ひつよう しょくおよ しょぞく はいぞく ばあい ひふく たいよ  
職務遂行上、被服が必要な職及び所属に配属された場合は、被服を貸与します。

## 20 その他

めぐろくしょくいんごじょかいかい  
目黒区職員互助会会員となります。互助会費については毎月の給与から控除されます。

## 21 応募方法

### (1) 提出期限

れいわ ねん がつ にち きん ひっちゃん  
令和8年1月16日(金)(必着)

### (2) 提出方法

いのか ほうほう ていしゅつ  
以下のいずれかの方法で提出してください。

#### ①郵送又は窓口

ふうとう せいそう きさい しょてい もうしこみしょ りょうめんいんさつ  
封筒に「オフィス・ソポーター(清掃)」と記載し、所定の申込書(両面印刷し  
じんじかせいで ていすうかかり ゆうそうまた じさん  
たもの)を人事課制度・定数係へ郵送又は持参してください。

ていしゅつ しょるい へんきやく  
※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

②電子申請（インターネット申請）

つぎ また にじげん ひつようじょうほう ごにゅうりょく  
次の URL又は二次元コードからアクセスし、必要情報をご入力ください。  
なお、電子申請（インターネット申請）により応募をいただくと、申込書の作成  
を省略することができます。

れいわ ねん どじょうがい たいじょう かいけいねん どにんようしょくいん おうば  
**令和8年度障害のあるかたを対象とした会計年度任用職員応募フォーム**

URL

<https://logoform.jp/form/KeTk/1356211>

にじげん 二次元コード



ちゅういじごう  
**注意事項**

きかんちゅう せいじょう じゅしん ゆうごう ほしゅせいび  
期間中に正常に受信したもののみを有効とし、システムの保守整備のため  
もうしこみきかんちゅう ていし ぱあい よき ききていしょよ つうしんしょうがいとう  
申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等  
おばあい せきにん いっさいお  
が起きた場合のトラブルについては、責任を一切負いません。

**22 郵送先・問い合わせ先**

ゆうびんばんごう  
**郵便番号** 153-8573

めぐろく かみめぐろにちょうめ ばん ごう  
**目黒区上目黒二丁目** 19番15号

めぐろく そうむぶじんじかせいでんすうかかり  
**目黒区総務部人事課制度・定数係**

でんわばんごう ちよくつう  
**電話番号** 03-5722-9654 (直通)

うけつけじかん げつようび きんようび ごぜん じ ぶん ごご じ  
**受付時間** 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで  
(年末年始 (12月29日から1月3日まで) を除く)

い じょう  
以 上